

議長宛

柳 密 院

各省官制通則中改正ノ件外三件審査報告

昭和二十年十一月二十六日

委員長 南 顧問官

委員 奈良顧問官

野村顧問官

芳澤顧問官

三土顧問官

百武顧問官

海軍省
陸軍省
文部省
逓信省
農商務省
内務省
司法省
大藏省
外務省

初

各省官制通則中改正ノ件外三件審査報告

今回御諮詢ノ各省官制通則中改正ノ件、第一復員省官制、第二復員省官制並ニ第一復員官及第二復員官ノ任用等ニ關スル件ニ付、本官等審査委員ヲ命ゼラレ、本月二十六日委員會ヲ開キ、當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ、以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ

當局大臣ノ説明ニ依レバ、今次ノ終戦ニ伴ヒ陸海軍ハ之ヲ解體スルノ要アルニ至リ、既ニ著々之ニ必要ナル處置ヲ講ジ來リタルガ、今回政府ニ於テハ陸海軍軍政ノ中心機構タル陸海軍省ヲ廢止シ、之ガ所掌事項ヲ繼承シ、復員關係業務

ヲ掌ル爲臨時ニ省ヲ設置スルノ議ヲ定メタリ
而シテ陸海軍ノ復員ハ今後ニ尙尠大ナル業務
ヲ控ヘ之ヲ一省限リニ於テ處理スルコト事實
上困難ナルノミナラズ陸海軍ノ間ニ諸制度慣
習等相異ルモノ多ク急劇ナル統合ハ却テ能率
ヲ害スル虞ナキニシモ非ザルニ由リ此ノ際ハ
寧口實際ニ於ケル復員業務ノ圓滑迅速ナル實
施ニ遺憾ナカラシムルコトヲ主眼トシ從來ノ
陸海軍省ノ所掌事項ヲ夫々繼承スル第一第二
復員省ヲ設置スルコトトシ將來復員業務ノ進
捗ニ伴ヒ之ヲ解體シテ内閣部内ニ必要ナル部
局ヲ設ケ之ニ吸收スベキ方針ヲ以テ茲ニ其ノ

官制及之ニ關聯スル勅令案ニ件ヲ立案シ本院
ノ詢議ニ付セラレシコトヲ奏請シタルモノナ
リ今其ノ各件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 各省官制通則中改正ノ件

今回陸軍省及海軍省ヲ廢止スルニ付各省官
制通則第一條ニ列記シテ同則ノ適用ヲ受ク
ルモノトセル各省中ヨリ陸軍及海軍ノ兩省
ヲ削リ之ニ伴ヒ右二省ニ關スル同令中ノ特
殊ノ規定ヲ削除ス

第二 第一復員省官制

第三 第二復員省官制

標記ノ二官制ハ第一復員省及第二復員省ノ

組織權限ヲ定ムルモノナルガ其ノ形式内容
概テ同一ナルヲ以テ便宜之ヲ一括シテ説明
スルコト次ノ如シ

(一) 臨時ニ第一復員省及第二復員省ヲ置キ本
令ニ定ムルモノノ外各省官制通則ヲ適用
スルモノトス(條一)

(二) 第一復員大臣ハ陸軍大臣、第二復員大臣ハ
海軍大臣ノ各所掌シタル事項ニシテ復員
及之ニ關聯スル事項ニ關スルモノヲ掌ル
モノトス(條二)

(三) 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外
史實調査、終戰連絡及醫務ニ關スル事務

ニ第一復員大臣官房ニ在リテハ在外陸軍
部隊ノ實情調査及翻譯ニ關スル事務等ヲ、
第二復員大臣官房ニ在リテハ需品、燃料、衣
糧、海軍ニ於ケル廢止諸部ノ殘務整理及通信
ニ關スル事務ヲ掌リ之ガ事務ヲ分掌スル
爲メ大臣官房ニ部及課ヲ置クコトヲ得ルモ
ノトス(條三)

(四) 第一復員省ニ總務、業務、經理及法務ノ四局
ヲ、第二復員省ニ總務、人事、經理及法務ノ四
局ヲ置キ總務局ニ於テハ所管行政ノ綜合
調整及部外交渉一般ニ關スル事務ヲ掌ル
外第一復員省ノ同局ハ軍需工業及軍需品

ノ整理ニ關スル事務ヲ第二復員省ノ同局
ハ特別輸送艦船ノ運航及掃海ニ關スル事
務等ヲ併セ掌リ、經理局ニ於テハ豫算、決算、
資金、契約及給與會計ノ監査及國有財産ニ
關スル事務ヲ掌ルノ外第一復員省ノ同局
ハ衣糧、需品及營繕ニ關スル事務ヲ併セ掌
リ、法務局ニ於テハ司法及刑務並ニ規律ノ
維持ニ關スル事務ヲ掌リ、第一復員省ノ業
務局ニ於テハ人事、復員實施一般及運輸通
信ニ關スル事務ヲ、第二復員省ノ人事局ニ
於テハ人事ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ
局中局務ヲ分掌スル爲部及課ヲ置クコト

ヲ得ルモノトス(豫算及營繕)

(五) 各局長ハ勅任ノ、各部長ハ勅任又ハ奏任ノ、
秘書官ハ奏任ノ別案勅令ニ依リ設置セラ
ルベキ第一復員官又ハ第二復員官ノ中ヨ
リ之ヲ補スモノトシ其ノ他書記官及屬ノ
定員ヲ定ム(第十九條及)

(六) 陸軍省官制及之ニ附隨ノニ勅令(昭和十一年
勅令第八百九十八號)並ニ海軍省官制ハ之
ヲ廢止スルモノトス(附二則)

第四 第一復員官及第二復員官ノ任用等ニ關
スル件

別案ノ第一復員及第二復員部内職員令ニ依

レバ第一復員部内ニ第一復員官(勅任又)第一復員官補(任判)等ノ職員ヲ第二復員部内ニ第二復員官(勅任又)第二復員官補(任判)等ノ職員ヲ置キ復員及之ニ關聯スル事項ニ關スル事務ニ當ラシムルコトトシタルガ本件ハ(一)右ノ第一復員官及第一復員官補ハ陸軍教授陸軍助教等陸軍部内ノ特定ノ文官中ヨリ第二復員官及第二復員官補ハ海軍教授海軍助教等海軍部内ノ特定ノ文官中ヨリ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノトシ(條一)(二)陸海軍武官内地ノ陸海軍武官ノ職ニ充用セラレ又ハ之ヲ免除セラレタルトキハ別ニ辭令ヲ用フルコ

トナク其ノ官階ニ從ヒ前記相當ノ諸官ニ任ゼラレ又ハ之ヲ免ゼラレタルモノトシ(條三)

(三)第一復員及第二復員部内ノ文官ニ對シテハ陸海軍文官ニ關スル規定ヲ適用スベキ旨ヲ定ム(條三)

按ズルニ本案ノ各件ハ今次ノ終戰ニ伴フ陸海軍解體ノ結果生ジタル復員關係業務ヲ圓滑迅速ニ處理スル爲從來ノ陸海軍省ニ替リ臨時ニ第一及第二ノ兩復員省ヲ設置シ之ガ所屬職員ニ關シ任用ノ特別ヲ設ケントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ固ヨリ不可ナク其ノ條項ニ於テ七亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ仍テ審査委員會

ニ於テハ本案ノ諸件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ
然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二十年十一月二十六日

審査委員長

樞密顧問官

南

弘

審査委員

樞密顧問官 男爵 奈良 武次

樞密顧問官 朝 惠之輔 (閣席ヲ為シ
議ニ與ラズ)

樞密顧問官 三土 忠造

樞密顧問官 野村吉三郎

樞密顧問官 百武 三郎

樞密顧問官

芳澤

謙吉

六

樞密院議長 男爵 平沼 騏一郎 殿

衆議院議員選舉法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件外一件審査報告

昭和二十年十一月二十六日

委員長 清水副議長

委員 南 顧問官

竹越顧問官

伊澤顧問官

林顧問官

三土顧問官

櫻内顧問官